

坂戸市都市計画審議会 議事録

開催日時	令和元年11月13日(水) 午後2時00分開会・午後2時44分閉会	
開催場所	坂戸市役所303・304会議室	
会長の氏名	尾崎 晴男	
出席者(委員)の 氏名・出席者数	加藤 拓委員 尾崎 晴男委員 柳下 正和委員 中川 周三委員 小川 直志委員 加藤 則夫委員 森田 文明委員	石井 寛委員 小宮山 節男委員(代理:粕谷道路環境部長) 矢嶋 広和委員(代理:交通課 石島警部補) 斉藤 龍司委員 川口 博委員 小堺 寿代委員 13名出席
欠席者(委員)の 氏名・欠席者数	森田 修平委員 1名欠席	
事務局職員の 職・氏名	都市整備部部長 都市計画課課長 都市計画課課長補佐 都市計画課係長 都市計画課主任 都市計画課主事補	中嶋 仁 仲島 昭靖 林 比呂樹 田村 和也 川口 直輝 権田 卓也
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 協議事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 会長の選挙について (2) 席次を定めることについて (3) 常務委員会の委員選出について 4 指名事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 会長職務代理者の指名 (2) 会議録署名委員の指名 5 諮問事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 坂戸都市計画生産緑地地区の変更(坂戸市決定) (2) 坂戸市都市計画道路の変更(埼玉県決定) 6 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 生産緑地地区について 7 閉会 	
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・別添資料 	

	議 題・発言内容・決定事項
事務局	<p>本日は、お忙しい中、お集まりをいただき、ありがとうございます。</p> <p>まず、本日の資料を確認させていただきます。</p> <p>本日の資料につきましては、お手元の「配布資料一覧」のとおりでございます。</p> <p>資料に不足がございませんでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>開会に先立ちまして、本年11月6日に前任の委員の任期が満了になりましたことに伴い、新たに委員を委嘱いたします。</p> <p>なお、都市計画審議会委員の任期につきましては、坂戸市都市計画審議会条例第4条の規定により、本日令和元年11月13日から令和3年11月12日の2年間でございます。</p> <p>それでは、委嘱状を交付いたします。</p>
事務局	加藤 拓 様
市 長	(委嘱状の交付)
事務局	続きまして、尾崎 晴男 様
市 長	(委嘱状の交付)
事務局	続きまして、柳下 正和 様
市 長	(委嘱状の交付)
事務局	続きまして、中川 周三 様
市 長	(委嘱状の交付)
事務局	続きまして、小川 直志 様
市 長	(委嘱状の交付)

事務局	続きまして、加藤 則夫 様
市 長	(委嘱状の交付)
事務局	続きまして、森田 文明 様
市 長	(委嘱状の交付)
事務局	続きまして、石井 寛 様
市 長	(委嘱状の交付)
事務局	続きまして、小宮山 節男 様 なお、本日は代理で 飯能県土整備事務所道路環境部長 粕谷 平蔵 様 が出席されております。
市 長	(委嘱状の交付)
事務局	続きまして、矢嶋 広和 様 なお、本日は代理で 西入間警察署交通課警部補 石島 義也 様 が出席されております。
市 長	(委嘱状の交付)
事務局	続きまして、斉藤 龍司 様
市 長	(委嘱状の交付)
事務局	続きまして、川口 博 様
市 長	(委嘱状の交付)
事務局	続きまして、小塚 寿代 様
市 長	(委嘱状の交付)
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、本日ご都合により欠席されております、森田 修平様の委嘱状につきましては、後日事務局よりお渡しいたします。</p>

事務局	<p>それでは、これより坂戸市都市計画審議会を開会いたします。 今回は、初めての委員さんもいらっしゃいますので、事務局からご紹介させていただきます。</p> <p>まず、学識経験のあるものとして選出されました1号委員の、加藤 拓 委員、尾崎 晴男 委員、柳下 正和 委員、中川 周三 委員。</p> <p>次に、市議会の議員として選出されました2号委員の小川 直志 委員、加藤 則夫 委員、森田 文明 委員、石井 寛 委員。</p> <p>次に関係行政機関の職員として選出されました3号委員の小宮 山 節男 委員 代理 飯能県土整備事務所道路環境部長 粕谷 平蔵 様。</p> <p>同じく3号委員の矢嶋 広和 委員 代理 西入間警察署交通課警部補 石島 義也 様。斉藤 龍司 委員。</p> <p>最後に市の住民として選出されました4号委員の川口 博 委員、小堺 寿代 委員。</p> <p>どうぞよろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。 都市整備部長の 中嶋 でございます。 次に、都市計画課長の 仲島 でございます。 次に、都市計画課まちづくり政策担当の 田村 でございます。 同じく、まちづくり政策担当の 川口、 権田でございます。 私は、本日の進行を務めさせていただきます、都市計画課開発指導担当の 林 と申します。 よろしくお願いいいたします。</p>
事務局	<p>それでは、改めまして、本日の出席者数をご報告申し上げます。 現在の出席者 13 名、欠席者 1 名でございます。 従いまして、条例第7条第2項の規定により、委員の半数以上の出席でありますので、本会議は成立しておりますことをご報告させていただきます。</p>
事務局	<p>続きまして、石川市長より挨拶を申し上げます。</p>
市 長	<p>本日は、委員皆様におかれましては大変お忙しい中、都市計画審</p>

	<p>議会にご出席をいただき厚く御礼を申し上げます。また、日頃より本市の活力あるまちづくりに向けご協力をいただいておりますことに、深く感謝を申し上げる次第であります。</p> <p>ただ今、委嘱状の交付をさせていただきましたが、新たに委員さんとなられました方々におきましては、本市の都市整備行政発展のためご尽力を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>本日の諮問事項につきましては、「坂戸都市計画生産緑地地区の変更」及び「坂戸都市計画道路の変更」であります。</p> <p>その後、報告事項として「生産緑地地区について」を予定しております。</p> <p>本日は、慎重ご審議の上、速やかなるご答申を賜りますようお願いいたします。</p>
事務局	次に、次第に基づきまして、議事に入らせていただきますが、会長が決まるまでの間、市長に座長をお願いいたします。
市長	<p>会長が決まるまでの間、座長を務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>次第に基づきまして、協議事項に入らせていただきます。</p>
市長	<p>はじめに、協議事項（１）の「会長の選挙について」を議題とします。</p> <p>条例第６条第２項の規定により、会長は、同条例第３条第２項第１号に掲げる委員のうちから、選挙によって定めるとありますが、いかがいたしますか。指名推薦といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
委員	異議なし
市長	それではどなたか、お願いします。
委員	尾崎委員さんを、会長として推薦をさせていただきます。
市長	只今、会長には尾崎委員さんをとりましたが、ご異議はございませんでしょうか。
委員	異議なし
市長	ご異議なしと認めます。よって、尾崎委員さんに、会長をお願いすることといたします。

	尾崎会長さんにおきましては、会長席へおいでいただきごあいさつをお願いします。
会 長	(会長 議長席へ移動)
会 長	一言ご挨拶を申し上げます。本都市計画審議会の、会長として推薦いただきまして誠にありがとうございます。非常に身に余る役職でございます。この審議会、皆様のお力で、いろいろな意見を答申することになると思いますので、どうぞ、慎重審議を賜りますよう心からお願い申し上げます。簡単ですが私からのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。よろしく申し上げます。
市 長	ありがとうございました。 ただいま会長が決定しましたので、この後の議事につきましては、会長にお願いし、座長の職を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。
会 長	はい、では、承知いたしました。 では、議事を進めさせていただきます。 協議事項(2)の「席次を定めることについて」を議題とします。 今、名簿順におかけ頂いておりますが、今の座席を席次とすることによろしいでしょうか。ご異議ございませんでしょうか。
委 員	異議なし
会 長	ご異議なしと認めます。今座っている席を席次とすることといたします。
会 長	それでは、協議事項(3)「常務委員会の委員選出について」を議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	坂戸市都市計画審議会条例第8条第1項の規定により、審議会はその権限に属する事項のうち軽易なものを処理させるため、常務委員会を置くことができますとなっています。 また同条第2項に常務委員会は、会長及び会長の指名する委員4人以内をもって組織するとあります。 坂戸市都市計画審議会運営規則第9条第2項で会長の指名する委員は、学識経験のある者2人以内、市議会の議員2人以内となっています。以上です。
会 長	ただいまご説明のあったとおり、常務委員会の委員につきましては、会長が指名することとされていますので、学識経験のある者は事務局と相談しながら選出し、市議会の議員については議長に依頼をして委員を推薦いただくことで、いかがでしょうか。

委員	異議なし
会長	ご異議なしと認めます。よって、後日選定したいと思いますので、よろしくお願ひします。また、常務委員が決まりましたら、皆様にもお知らせします。
会長	そのほかに何かございますか。 質疑が無いようでございますので、以上で協議事項を終了します。
会長	次に、指名事項（１）の「会長職務代理者の指名」を行います。 審議会条例第６条第５項の規定により、「会長の指名する委員が、その職務を代理する。」とあります。 会長において、会長職務代理者に柳下委員さんを指名します。よろしくお願ひします。
会長	それでは、柳下委員さんからごあいさつをお願いします。
委員	はい、ただいまご指名いただきました、柳下でございます。精一杯務めたいと思いますので、よろしくお願ひ致します。
会長	ありがとうございます。続きまして、指名事項（２）の「会議録署名委員の指名」を行います。 坂戸市都市計画審議会運営規則第５条の規定により、「会長及び会長が指名した２人以上の委員が署名しなければならない。」とあります。 会議録署名委員については、席次の若い順からとし、本日はお休みがいらっしゃいますので、加藤 拓 委員さんと柳下 正和 委員さんを指名します。よろしくお願ひします。
会長	次に、本会議の公開又は非公開についてお諮りしたいと存じます。 本会議は、原則として公開することとなっておりますが、本日の会議を公開することにご異議ございませんか。
委員	異議なし
会長	ご異議なしと認めます。 本日の会議を公開することといたします。
会長	次に傍聴希望者について確認します。本日の会議の傍聴者はいらっしゃいますか。
事務局	傍聴者無しです。

会 長	傍聴希望者がいないようですので、議事を進めます。
会 長	続きまして、諮問事項に移ります。初めに、市長から諮問をお受けしたいと存じます。 市長、お願いします。
市 長	(会長へ諮問書を手渡す)
会 長	諮問書を受理しました。
会 長	石川市長におきましては、他に公務が重なっておりますので、ここで退席されますことをご了承願います。 暫時休憩いたします。 (市長退席) 再開いたします。
会 長	それでは、諮問事項（１）「坂戸都市計画生産緑地地区の変更」を審議いたします。 案件内容を事務局より説明願います。
事務局	それでは、諮問第１号についてご説明を申し上げます。 最初にお手元の資料の確認をお願いします。 資料１（Ａ４・２枚、左上ホチキス止めのもの）、参考資料（Ａ４・１枚）でございます。 資料の不足等はありませんでしょうか。 それでは諮問事項に入る前に諮問事項である生産緑地地区に係る制度の概要について説明させていただきます。 最初に参考資料をご覧ください。 こちらは生産緑地制度の概要を記載した資料になります。生産緑地地区とは市街化区域内にある農地等の緑地機能に着目して、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図る都市計画の制度となっており、本市においては平成４年１２月に当初指定を行っております。 生産緑地地区に指定されますと、建築物の建築などの行為制限が発生し、農地としての管理義務が生じるものとなりますが、税制面においては、固定資産税・都市計画税について農地課税となるもの

でございます。

参考に申し上げますと、生産緑地地区に指定されていない市街化区域内農地は「宅地並み課税」となるものでございます。

先ほど申し上げた行為制限を解除するには要件がありまして、1つ目が主たる耕作者の死亡、2つ目が主たる耕作者の故障、3つ目が指定後30年の経過となっております。これらの要件以外では行為制限を解除することができないという制度設計になっております。

それでは諮問事項について説明させていただきます。資料1の2ページ目をご覧ください。対象となる生産緑地地区は、イーグル工業の南側の赤丸で囲われたところに位置しております。

当該生産緑地については、勝呂第1号生産緑地地区として指定されており、面積は0.06haとなっております。

この度、主たる耕作者の死亡を理由に平成31年1月30日に行う行為制限の解除がなされているものであります。

このため、都市計画の位置づけを廃止するものでございます。

経緯につきまして説明させていただきます。資料を1枚お戻りください。1ページ目、本生産緑地地区の変更に係る都市計画上の手続きにつきましては、本年9月18日に知事協議の申し入れを行い、9月30日に「異存なし」との回答を得ております。

その後、都市計画法第17条に基づく縦覧を10月9日から2週間行っており、縦覧者・意見書ともにゼロとなっております。

計画決定の告示につきましては、本審議会の諮問を経て12月に予定しております。

なお、本生産緑地地区の廃止が行われますと本市の生産緑地地区は96地区・17.16haとなるものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

会 長

はい、ありがとうございました。ただいまの説明に対して、ご質問がありましたら、お願いいたします。

委 員

はい

会 長

はい

委 員

申出を受けるかどうかの協議についてはどのように行うのか。お願いします。

会 長	では、事務局からお願いします。
事務局	はい、お答えします。申出につきましては、主たる従事者が故障または死亡し、その主たる従事者もしくは相続を受けた方から、提出がされた場合に、申出を受け取るという形になりますので、特に事前の協議等はございません。 以上です。
会 長	はい、いかがでしょうか。
委 員	はい。今回、申出を受けなかった理由については。
会 長	申出を受けなかったとは。
委 員	買取りの申出です。
会 長	はい、では、事務局からお願いします。
事務局	はい、お答えします。買取りの申出を受けなかった理由といたしますのは、まず、買取りの申出を受理した後、庁内の関係機関等に、照会を出します。そこで買取りの希望がありませんでした。 また、農業委員会の委員さんに、あっせんをいたしましたところ、そちらも、買取りの意思がないと、回答がありましたので、今回は、買取り申出の受理から3か月で、行為制限の解除を行わせていただいた次第です。 以上です。
会 長	はい、いかがでしょうか。
委 員	はい、了解です。
会 長	他に、ご質問はございませんでしょうか。
委 員	なし
会 長	はい、では、質疑がないようでございますので、お諮り致します。諮問事項（1）「坂戸都市計画生産緑地地区の変更」は原案に賛成することで、ご異議ございませんか。

委員	異議なし
会長	ご異議なしと認めます。よって、原案に賛成することに決定いたします。
会長	次に、諮問事項（２）「坂戸都市計画道路の変更」を議題といたします。 案件内容を事務局より説明願います。
事務局	<p>それでは、諮問第２号についてご説明を申し上げます。 最初にお手元の資料の確認をお願いします。 諮問事項資料２（Ａ４左上ホチキス止めのもの）、参考資料（Ａ４・１枚）でございます。 資料の不足等はありませんでしょうか。 それでは諮問事項について説明させていただきます。参考資料をご覧ください。</p> <p>東武越生線一本松駅周辺の市街地整備につきましては、一本松土地地区画整理事業が鶴ヶ島市により施行されており、この整備に併せて一本松通り線と一本松東通り線の都市計画道路が計画されておりました。</p> <p>一本松土地地区画整理事業の経緯について申し上げますと、平成４年の都市計画決定後、事業を進めてきておりますが、社会情勢の変化や施行者である鶴ヶ島市の財政状況等により事業の長期化が見込まれたため、平成２２年に事業区域を変更するなどの事業計画の変更を行っております。</p> <p>これにより、一本松通り線の全部と一本松東通り線の大部分が事業区域から除外されることとなりました。</p> <p>また、平成２６年には鶴ヶ島市において「都市計画道路の検証・見直し指針」に基づく検証を踏まえ一本松東通り線の廃止を進めているものであります。</p> <p>一本松通り線は、一本松東通り線と一体的に計画された都市計画道路であるため、併せて廃止するものでございます。</p> <p>なお、一本松通り線の変更につきましては、県道であるため、埼玉県の決定する都市計画となっております。</p> <p>資料１をご覧ください。経緯についてであります。都市計画法第１７条縦覧を１０月１日から１５日まで行っており、意見書の提</p>

	<p>出はありませんでした。</p> <p>これを受け10月16日付けで埼玉県から坂戸市及び鶴ヶ島市に対して意見照会があり、鶴ヶ島市においては11月5日に都市計画審議会を開催しております。鶴ヶ島市都市計画課からは都市計画審議会において「異議なし」との意見があったとの報告を受けております。</p> <p>説明につきましては、以上でございます。</p>
会 長	はい、では、こちらの案件につきまして、質疑を受けたいと思います。いかがでございましょうか。
委 員	はい。
委 員	はい。
会 長	はい、お願いします。
委 員	一本松通り線は、県道で、見直した前と後で、どのような変化が現れるのか。
会 長	はい、今のご質問について、事務局より答弁をお願いします。
事務局	<p>お答えします。都市計画道路が廃止されたことによる、この一本松通り線への影響等につきましては、基本的に一本松通り線は県道日高川島線の現道を拡幅する事業ということになっており、新たに交差点が生じたり、車線数が増えたりすることはございませんので、現在の状況が保持されるといった形になります。</p> <p>こちらにつきましては、一本松の交差点の関係もございまして、渋滞解消等に向けましては、埼玉県に引き続き要望を続けてまいりたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
会 長	はい、いかがでしょう。
委 員	当初の計画だと拡幅がどの程度あったのか。
会 長	はい、では、事務局から答弁をお願いします。
事務局	お答えします。こちらの参考資料等にも書いておりますが、一本松通り線の隣に(12m)とございまして、12mを予定しております。

	した。以上です。
委員	はい、了解です。
会長	はい、よろしゅうございますか。
委員	はい。
会長	次の方お願いします。
委員	はい。関連で、一本松通り線の鶴舞側と、一本松の交差点側の接続する部分については、計画はあったのかどうか。
会長	何の計画か、事務局が今、戸惑っています。
委員	この部分だけの計画で、12mに広げる予定だったのかという確認です。
事務局	はい。
会長	はい、では事務局から答弁お願いします。
事務局	失礼しました。お答えします。一本松東通り線から一本松駅北口通り線の間を経由する都市計画道路ということで都市計画決定されております。 それ以外の部分につきましては、日高川島線に網がかかっている部分はありません。 以上です。
会長	はい。
委員	はい。
会長	引き続きどうぞ。
委員	はい。新川越越生線はまだ都市計画決定されておらず、二人の県議さんがよくホームページでアップして、議論の進捗を載せてるようだが、今回の廃止が何らかの影響を及ぼすのかどうか、確認です。
会長	はい、では事務局。

委 員	近くのはずですからね。
会 長	はい。
事務局	<p>お答えいたします。今、お話がありました、新川越越生線ですが、この図面からしますと、もう少し西側というか南側に、道路の計画があり、今現在のところは、都市計画決定等はされておりません。</p> <p>道路が通る場合につきましては、影響がないとは言い切れないものの、今のところはその点も含めて、埼玉県の方で検証をいただいているところでございますので、坂戸市の方からは、特にその辺の内容についてはお答えできるものがないということで、ご理解願います。</p> <p>以上です。</p>
委 員	了解です。
会 長	<p>よろしゅうございますか。はい。では他のご質問はいかがでございますでしょうか。</p> <p>私から少し聞いてよろしいですか。</p> <p>一応確認ですが、鶴ヶ島市決定の、この東通り線の決定はすでになされているかというのが一つと、駅前の一本松駅北口通り線はこの決定のままで残っているということですのでよろしいですかというこの2点、お願いします。</p>
事務局	<p>はい、お答えします。一本松東通り線につきましては、先日11月5日の日に、鶴ヶ島市の都市計画審議会があり、そちらでは、異議なしという形になっております。この後に、埼玉県の都市計画審議会を経て、埼玉県の告示と同時に、こちらも告示していくと聞いております。以上です。</p>
会 長	北口通り線は。
事務局	<p>失礼しました。北口通り線につきましては、都市計画決定の廃止等、変更はございませんので、このまま事業化されるものと見込んでおります。以上です。</p>
会 長	<p>ということですね。はい。他に、ご質疑ございませんでしょうか。はい。では、ご質疑ないようでございますので、お諮り致します。諮問事項（2）、坂戸都市計画道路の変更につきましては、原案に</p>

	賛成するというご意見ございませんでしょうか。
会 長	ご異議なしと認めます。よって、原案に賛成することに決定いたします。
会 長	以上をもちまして、当審議会に諮問されました議案の審議は終了いたしました。諮問事項（１）及び諮問事項（２）は原案のとおりご承認いただきましたので、本日付で、その旨を市長に答申することといたします。
会 長	次に、報告事項に入ります。 それでは、報告事項（１）「生産緑地地区について」を事務局より報告願います。
事務局	生産緑地地区について報告いたします。 最初にお手元の資料の確認をお願いします。「報告資料１」でございます。 資料の不足等はありませんでしょうか。 それでは報告いたします。 「１ 生産緑地地区の位置づけについて」でございますが、平成２８年の「都市農業振興基本計画」の閣議決定により「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」へと大きく転換されました。 これを受け、国の都市計画運用指針も改正され、生産緑地地区の追加指定を推奨することとされました。 また、生産緑地法についても、特定生産緑地制度の創設や生産緑地地区の面積要件を条例により引き下げることを可能とする改正が行われております。 「２ 本市の取組について」であります。これらの変更を受け、以下の３つの取組を進めて参ります。 （１） 生産緑地地区の新たな指定 （２） 生産緑地地区の面積要件を３００㎡に引き下げる条例の制定 （３） 特定生産緑地制度の指定に向けた制度周知 「３ 特定生産緑地について」であります。生産緑地地区は、指定から３０年を経過すると生産緑地の解除が可能となるため、多くの都市農地が減少することが想定されます。このことから引き続き生産緑地を保全し、良好な都市環境の形成を図るために平成２９

	<p>年の生産緑地法の改正により特定生産緑地制度が創設されました。</p> <p>特定生産緑地は、農地としての管理を義務付ける期間を10年間延伸するものです。また、指定をすることでこれまでと同じ税制措置を受けることができます。</p> <p>特定生産緑地の指定は10年ごとに更新が可能です。一度指定を外れると再度、特定生産緑地に指定することはできません。</p> <p>本市の生産緑地地区の当初指定は平成4年12月3日ですので、指定後30年経過は令和4年12月2日となります。</p> <p>以上です。</p>
会 長	<p>はい、ありがとうございます。いわゆる、2022年問題とされているものですが、これについての、坂戸市の今後の取り組みというような報告でございました。</p> <p>いかがでしょうか、ご質問いただければと思いますが。</p>
委 員	はい。
会 長	はい。
委 員	ある意味生産緑地はオープンスペースとしての、有効な部分だと思っておりますが、この条例をいつ頃、本市で制定する考えなのか、300㎡に引き下げる条例を。
会 長	はい、では事務局より答弁をお願いします。
事務局	はい、お答えいたします。こちらの条例につきましては、12月議会の方で、提案をさせていただきたいということで、今、事務を進めさせていただいております。以上です。
委 員	はい、了解です。
会 長	はい。他にご質問をいただければと思いますが。
委 員	はい。
会 長	はい、どうぞ。
委 員	市としては、今後は積極的に、生産緑地を指定していかれるということだと思っておりますが、条例制定後、ある程度のエリアやターゲットを絞って、面的な整備をされるといった意向はありますか。

会 長	はい、では事務局からご説明いたします。
事務局	お答えします。こちらにつきましては、12月議会で出させていただいた後、それに伴い、新規の指定をやっていきたいと考えております。今現在、一筆の面積が300㎡以上の土地につきましては、市街化区域内に限っても、約940筆、56ヘクタールあるという調査結果がございます。エリア等については、特に定めることなく、市街化区域の中に農地を持って、300㎡以上お持ちの方につきましては、指定をしていただけるという方向性で進めたいと思っております。ご理解のほどよろしく申し上げます。以上です。
委 員	では、広く周知をされて、手を挙げる人を待つというスタンスということですね。
事務局	はい、そういうことでございます。
委 員	はい、わかりました。
会 長	よろしゅうございますか。
委 員	はい。すいません。
会 長	他にご質問はいかがでしょうか。
会 長	300㎡に引き下げるということで、かなりの数で、そういう可能性があるということでございますかね。
事務局	はい。
会 長	他にご質問ございませんでしょうか。 よろしゅうございますか。
会 長	質疑が無いようでございますので、以上で報告事項を終了します。 そうしますと、議事、予定していたものが以上でございますので、議長の任を解かせていただきます。 委員の皆様には、進行にご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。
事務局	ありがとうございました。

事務局	それでは、以上を持ちまして、坂戸市都市計画審議会を閉会させていただきます。 委員の皆様には、大変ありがとうございました。
-----	---